

平成 2 3 年度 第 3 回
(2 0 1 1 年度)

吹田市都市計画審議会議事録

日 時 平成 2 4 年 2 月 2 1 日 (火) 午後 2 時 0 0 分
場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

平成23年度(2011年度)第3回都市計画審議会会議録

平成24年2月21日

西倉参事 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成23年度(2011年度)第3回吹田市都市計画審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、山中副市長からごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたしますします。

山中副市長 こんにちは。御苦労さまでございます。本日は委員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用の中にもかかわりませず、本年度第3回目となります本市の都市計画審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

前回の審議会では、多数の委員の皆さんの御助言を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、前回諮問をさせていただき、継続審議となっておりました、高度地区の変更について、御審議をいただくものでございます。

なお、先日、14日に開かれました、大阪府都市計画審議会におきまして、大阪府服部緑地等の変更が決まりましたことを御報告させていただきます。引き続き、委員の皆様方には、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

西倉参事 ありがとうございます。それでは、柏原会長、議事の進行のほう、よろしく願いいたします。

柏原会長 それでは、本日は委員の皆様方におかれましては、何かと御多忙のところ、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の欠席委員は、吉田委員、澤木委員、難波委員、金指委員の4名でございます。

委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、吹田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しております。

本日、御審議いただきます案件は、第2回当審議会で継続審議となりました議案第6号「北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）」についてと、その他報告事項でございます。皆様の慎重な、御審議をよろしくお願いいたしますとともに、議事進行に御協力をお願い申し上げます。

傍聴の方はおられますか。

後野主幹 いらっしゃいません。

柏原会長 ありがとうございます。それでは、これより、議事に入ります。継続案件の議案第6号「北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）」について、大阪府都市計画審議会の決定事項も含め、もう一度事務局の御説明をお願いいたします。

武田参事 都市整備室の武田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案の御説明の前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元のほうに、A4サイズの前回の第2回の議案書がございますでしょうか？これは第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号の議案でございますが、本日御審議いただきますのは、継続審議となっております議案第6号でございます。

資料のほうよろしいでしょうか。議案書のページでございますが、議案下の隅に通し番号をつけておりますので、通し番号で説明させていただきます。議案第6号の議案書は、18ページから27ページでございます。以上が、本日の議案に關します資料でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号「北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）」について、御説明させていただきます。失礼ですが、座って御説明させていただきます。

まず初めに、前回の本審議会の振り返りでございますが、大阪府決定の関連案件としまして御審議していただきました3つの案件、議案第7号「大阪都市計画緑地（第

2号服部緑地)の変更(大阪府決定)」、議案第8号「北部大阪都市計画用途地域の変更(大阪府決定)」及び議案第9号「北部大阪都市計画風致地区(服部風致地区)の変更(大阪府決定)」に対しまして、意見を付して答申をいただいたものでございます。

今回はその後の経緯を御報告させていただくとともに、前回からの継続案件となっております議案第6号「北部大阪都市計画高度地区の変更(吹田市決定)」について、御審議いただくものでございます。

前回と重複するところもございますが、順に御説明させていただきます。前面のスクリーンに表示いたしますので、ご覧ください。

まず、大阪府決定の3つの関連案件の概要でございます。吹田市域における変更箇所について概要を御説明いたします。スクリーンの下のほうに、赤でお示ししておりますけれど、「変更箇所B」と示しておりますところが吹田市域を含む変更箇所でございます。変更点といたしまして、議案第7号として御覧のように服部緑地の区域の一部を廃止するものでございます。

まず、吹田市と豊中市にまたがる高川沿いの区域は、服部緑地のまとまった区域につながる河川沿いの緑道と周辺地域をつなぐ区域として計画されたものでございます。今回、吹田市側につきましては、高川の改修にあわせて分断されていた緑道をつなぐ歩道橋の設置と、府道から緑道へのアプローチの整備を行い、さらには豊中市側と吹田市側を結ぶ歩行者動線を確保する府道の拡幅工事を行うことにより、河川沿いの南北方向の歩行者動線と、周辺地域と緑道をつなぐ機能が確定いたしましたことから、緑道との高低差により一体的な利用が困難で、必要性が低くなった区域につきましては廃止するものでございます。

変更点の2つ目は、議案第8号として用途地域を変更するものでございます。服部緑地の区域変更に伴いまして、周辺の用途地域と整合を図るため、都市計画道路から25メートルまでの範囲につきましては、第1種中高層住居専用地域から第1種住居地

域に変更し、これより北側の部分につきましては第1種中高層住居専用地域から第2種中高層住居専用地域に変更するものでございます。

また、変更点の3つ目は議案第9号としまして、服部風致地区の区域につきましても緑地の区域と整合を図るため、今回の服部緑地の区域変更に伴い、風致地区を一部変更するものでございます。前面スクリーンの黄色でお示ししているところでございます。

次に、これらのお大阪府決定の3つの関連案件の経緯でございます。経緯の1つ目といたしまして、都市計画法第18条第1項に基づく市への意見聴取でございます。前面のスクリーンでお示ししておりますように、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、昨年10月に大阪府から本市への意見を求められておりました、平成23年11月15日に開催されました前回の本審議会において御審議、答申をいただきました。これに基づき、平成24年1月6日付で吹田市から大阪府に対し、意見を提出いたしました。

提出いたしました意見と、それに対する考え方が大阪府都市計画審議会において示されましたので、あわせて御報告いたします。提出いたしました意見は、2点ございます。まず1点目は、「今後、減少する区域に相当する緑の面積を確保されることの意見を付して承認します。」2点目は、「今後廃止される都市計画緑地の区域は、地域の安心・安全な都市環境の向上に資するよう配慮されたい。」でございます。

これらのお市の意見に対する大阪府の考え方といたしまして、1点目に対しましては、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を目指し、公共空間だけでなく地域制緑地など、あらゆる施策を活用して府民が実感できるみどりづくりを進めることを、昨年策定した「都市計画区域マスタープラン」に明記しており、「みどりの風促進地区」の取り組みをはじめ、公民連携した取り組みにより目標を達成していく考えです。

今回減少する区域に相当する緑については、これらの施策により、府民の実感につながる効果的なみどりづくりを行うことにより確保していきたいという考えでございます。

2点目に対する大阪府の考え方は、廃止される緑地の区域が、良好な市街地として土地利用が図られることにより、防犯性が向上するとともに、沿道に歩道を設置するなど、地域の方々や服部緑地の利用者の方々にとって、安心安全な都市環境となるよう配慮していく考えでございます。

続きまして、法定の縦覧でございます。都市計画法第17条に基づき、平成23年12月5日から12月19日まで、大阪府が縦覧を行い、意見書を受け付けたところ、意見書の提出はございませんでした。そして、先週の2月14日に開催されました「大阪府都市計画審議会」におきまして、市の意見並びにそれに対する大阪府の考え方を示され、審議の結果、これら3つの議案について承認されましたことを御報告させていただきます。

それでは議案第6号「北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）」について、御説明させていただきます。議案書は、18ページでございます。議案第6号「北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）」について、本審議会で御審議していただくものでございます。変更理由といたしましては、服部緑地の区域の一部変更に伴う用途地域の変更に合わせ、良好な市街地の形成を図るための境界線の見直しを行い、本案のとおり高度地区を変更するものでございます。

こちらは吹田市におけます高度地区変更箇所的位置図でございます。次に「新旧対象図」でございます。スクリーンで赤い線で囲ってありますところが変更箇所でございます。府道豊中吹田線沿道の地域につきましては、「第1種住居地域」と「25メートル第三種高度地区」として都市計画決定されております。今回変更箇所につきましても、府道豊中吹田線沿道に位置するため、用途地域の変更とあわせまして「16メートル第三種高度地区」から「25メートル第三種高度地区」変更しようとするものでございます。

議案書では25ページと26ページに、白黒ですがお示ししております。これを前のスクリーンにカラーでお示ししております。府道の沿道でクリーム色に着色しましたと

ころが「16メートル第三種高度地区」、黄色に着色しておりますこの沿道でございますが「25メートル第三種高度地区」でございます。変更箇所は赤色の線で囲った区域でございます。次に新旧対照表でございます。議案書では27ページでございます。変更箇所は表の上から4段目の「16メートル第三種高度地区」及び6段目の「25メートル第三種高度地区」でございます。

具体的には「16メートル第三種高度地区」が764.9ヘクタールから764.8ヘクタールとなり、0.1ヘクタールの減少に。また「25メートル第三種高度地区」が792.3ヘクタールから792.4ヘクタールとなり、0.1ヘクタールの増加になるものでございまして、トータルでの変更はございません。

縦覧等につきましては、都市計画法第17条に基づき、平成23年10月7日から10月21日まで縦覧を行い、意見書を受け付けたところ、意見書の提出はございませんでした。以上が議案第6号「北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）」についての説明でございます。どうかよろしく御審議賜りまして、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

柏原会長 どうもありがとうございました。事務局の提案説明が終わりました。議案第6号の御質問及び御意見を受けることといたします。順次、御発言をお願いいたします。はいどうぞ。

A委員 先ほど仰いました吹田市の意見に対する大阪府の回答と言いますか、資料として委員にはいただけないのでしょうか。

樽上総括参事 大阪府の都市計画審議会のほうから、最終的には議事録というかたちでホームページに載せられると思います。大阪府の了解を取って、議事録を受けた段階で提出させていただきたいと思います。

柏原会長 よろしいでしょうか。御質問もないようですので、これにて質問、意見を打ち切ります。それでは議案第6号「北部大阪都市計画高度地区の変更（吹田市決定）」について、原案どおり承認いたしましても、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

柏原会長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「北部大阪都市計画高度地区の変更(吹田市決定)」について、原案どおり可決されました。

それでは、その他の報告はございませんか。ございますか。

樽上総括参事 ございません。

柏原会長 いいですか。それではないようですので、これで本日の審議はすべて終了いたしました。最後に、事務局の方からあいさつがありますので、お受けすることいたします。

寶田都市整備部長 都市整備部長の寶田です。本日は御審議、大変ありがとうございました。平成23年度につきましては、本日の都市計画審議会をもちまして最終になるかと考えております。平成22年度、平成23年度の2ヶ年にわたり都市計画審議会の委員として、地区計画等の決定等多くの議案に対しまして貴重な御意見をいただくとともに、大局的な立場からの御審議をいただきましてまことにありがとうございました。

今後の本市のまちづくりに活かしていく所存でございますので、今後ともご支援、ご指導賜りますよう、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

柏原会長 以上をもちまして、本日の審議会は終了といたします。

委員各位におかれましては本日をはじめ、任期中の議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

本日は、御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(終了)